

Business News

第193号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成 26 年度補正予算ものづくり補助金 2 次公募について、FMB コンサルタンツ株式会社代表取締役 上地 弘恭氏に寄稿いただきました。

平成 26 年度補正ものづくり補助金 2 次公募発表

平成 26 年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の 2 次公募が発表されました。6 月 25 日(木)より受付開始、締切は 8 月 5 日(水)までとなります。

【事業の目的】

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関等と連携し、革新的な設備投資やサービス・試作品開発を行う中小企業を支援

【補助対象者】

日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者

【補助対象事業】

業種の如何を問わず、[革新的サービス]、[ものづくり技術]、[共同設備投資]のいずれも申請が可能です。

	一般型	コンパクト型
1. 革新的サービス	補助上限額:1,000 万円 補助率:2/3 ※設備投資が必要	補助上限額:700 万円 補助率:2/3 ※設備投資不可(試作開発のみ)
2. ものづくり技術	補助上限額:1,000 万円 補助率:2/3 ※設備投資が必要	
3. 共同設備投資	補助上限額:共同体で 5,000 万円(500 万円/社) 補助率:2/3 ※設備投資が必要	

各類型の対象事業の要件概要は次のとおりです。いずれの類型も、**どのように他社と差別化し競争力を強化するか**が申請書に明記されており、その**実効性が認定支援機関により確認されていること**が必要となります。

【1. 革新的サービス】

革新的なサービスの創出で 3～5 年計画で「付加価値額」年率 3% 及び「経常利益」年率 1% の向上を達成できるもの。

【2. ものづくり技術】

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新。

【3. 共同設備投資】

複数の企業が共同し、設備投資により革新的な試作品開発やプロセスの改善に取り組み、3～5 年計画で「付加価値額」年率 3% 及び「経常利益」年率 1% の向上を達成できるもの。

【募集期間】

平成 27 年 6 月 25 日(木)～平成 27 年 8 月 5 日(水)(当日消印有効)

◎申請先・お問い合わせ先は、補助事業を実施する主たる実施場所が所在する都道府県の中小企業団体中央会です。(例:本社が東京都、設備を導入し事業を実施する工場が大阪府に所在する場合、大阪府の中央会へ提出することとなります。)

◎詳細は各都道府県の中小企業団体中央会HPをご覧ください。

全国中小企業団体中央会「都道府県中央会」：<http://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

(リンク先の都道府県中央会HPの新着情報等に記載されています。)

(FMBコンサルタンツ株式会社)